

道路特定事業計画書【特定経路】						
経路名		西口第2バスターミナル(市道高島台第160号線)				
事業区間		高島屋交差点~西口第2バスターミナル				
道路延長		110m				
事業予定年度		平成19年度				
【整備方針】						
西口第2バスターミナル方面へ至る経路で、有効幅員が確保され歩きやすい歩道である。						
H17年度に引き続き、横断歩道橋の階段やエレベーター乗降口に「視覚障害者誘導用ブロック」の適切な敷設・改修を実施する。						
【事業内容】						
整備項目			事業量	箇所番号	備考	
歩行空間の確保						
	歩道の 신설	m	-			
	歩道の拡幅	m	-			
道路構造の改修						
	全面改修	m	-			
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	-			
	横断勾配の改修	箇所	-			
	縦断勾配の改修	箇所	-			
	舗装材の改修	m ²	-			
	排水施設の改修	箇所	-			
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修						
経路誘導の連続敷設	新設	m	23	図示	バス降車場前部	
	改修	m	-			
交差点等の部分敷設	新設	箇所	2	(2~8),9,10	2~8,H17整備済	
	改修	箇所	2	(1),11,12	1はH17整備済	
その他						
	車止めの改修	箇所	-			
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】						

